

農山漁村地域整備計画

当初：令和4年3月10日

計画の名称

鳥取県における農業生産基盤の整備による優良農地の確保（その4）(当初)

計画策定主体

鳥取県

対象市町村

本計画は、鳥取県内の2市2町を対象とする。
鳥取市、倉吉市、大山町、伯耆町

計画の期間

令和4年度～令和8年度(5年間)

計画の目標

本県農業の羅針盤である、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」では、「仲間が増える」「所得が増える」「地域農業が進む」を柱に施策を展開し、令和12年に「農業生産額1千億円」を達成することを目指し、農業生産基盤の次世代に向けた整備と保全、並びに農村地域の防災・減災対策の強化を推進し、農業の礎である農業生産基盤や農村環境の持続的発展を図る。

定量的指標

I 事業対象地域における優良農地約500haを概ね維持する。

定量的指標の考え方及び定義等

1) 考え方

区画整理や農業用排水施設の整備等を行うことで、荒廃農地の発生を未然に防止し、対象事業地区内の優良農地面積を令和8年度時点でも概ね維持するものとする。

2) 定義等

- ①優良農地面積とは、本整備計画に記載された対象事業地区の事業計画上の受益面積のうち、本整備計画の計画期間内に効果が発現する面積とする。
- ②指標として掲げた優良農地面積(500ha)は、対象事業として掲げた各地区が本整備計画に掲載された時点における効果発現面積の合計。このため、対象事業地区の変更等により、指標の優良農地面積も変動する。
- ③また、対象事業地区内において本整備計画の計画期間内に法令等に基づき転用された農地面積は除外する必要があることから、概ね維持することとした。
- ④指標として掲げた優良農地面積(500ha)には、耕作放棄地面積は含まない。

II 農業用施設の適切な保安全管理のための適切な安全対策を講ずる。

定量的指標の考え方及び定義等

1) 考え方

農業用施設のうち、農業生産以外の県民生活に影響を及ぼすおそれのある施設について安全性の向上を図るために必要な施設を対象とする。

2) 定義等

対象施設は、治水等の機能低下が生じている農業用施設とする。

対象事業

別紙のとおり

農山漁村地域整備計画の対象事業

事業名	事業型		事業実施主体	関係市町村	計画期間内の 事業内容 (工種及び数量)	工期	計画期間内 の総事業費 (千円)	費用対効果	備考
	事業型	事業箇所名 (地区名)							
水利施設整備	畑地帯総合整備型(担い手支援対策)	中山2期	鳥取県	大山町	畑かん施設 N=1式	4 ~ 7	116,191	1.12	I
水利施設整備	畑地帯総合整備型(担い手支援対策)	名和2期	鳥取県	大山町	畑かん施設 N=1式	4 ~ 8	472,882	1.04	I
水利施設整備	畑地帯総合整備中山間地域型(担い手育成対策)	富江	鳥取県	伯耆町	区画整理 N=1式 畑かん施設 N=1式	4 ~ 8	603,000	1.44	I
農地防災	防災ダム事業(防災ため池工事)	般若・般若区有	鳥取県	倉吉市	ため池改修 2池	4 ~ 4	30,220	2.65	I
農地防災	農業用河川工作物応急対策等事業	宮ノ下・大杓	鳥取県	鳥取市	頭首工撤去 2箇所	4 ~ 6	365,004	110.16	II
合計 (全体事業費)							1,587,297		

都道府県名		鳥取県
計画名		鳥取県における農業生産基盤の整備による優良農地の確保(その4)

【自主的・主体的な検証(事前評価)結果】

目標の妥当性、整備計画の効果・効率性、及び整備計画の実現可能性について、以下の観点で自主的な事前検証を行った結果、本整備計画の内容を妥当と判断した。
 なお、交付期間終了後の評価方法については、対象事業に掲げる各事業を所掌する担当課において、指標Ⅰについて整備計画期間内の各事業エリアにおける荒廃農地地面積を把握した上で、県全体の荒廃農地率(耕地面積に占める荒廃農地面積)との比較で目標の実現状況等を評価する。
 また、指標Ⅱについて整理計画期間内に対象となる施設の安全対策を実施した施設数を把握し評価する。

項 目		判 定	自主的・主体的な検証の内容
1 目標の妥当性			
関連計画等との整合性		○	食料・農業・農村基本計画や土地改良長期計画との整合性が図られていること。
地域の課題への対応		○	本県の農業振興策や抱える課題と整備計画の目標が適合していること。
2 計画の効果・効率性			
整備計画の目標と評価指標の整合性		○	整備計画の目標と評価指標の整合性が図られていること。
評価指標の明瞭性		○	評価指標設定の考え方や定義、計算式等が明記されていること。
目標と事業内容の整合性		○	効率的な目標達成の観点から、対象事業に掲げた各事業の実施が必要と認められること。
事業の効率性		○	対象事業に掲げた事業地区毎に、すべての効用がそのすべての費用を償うと認められること。(予算補助事業は除く)
3 計画の実現可能性			
円滑な事業執行の環境		○	周辺住民等との合意形成や市町村の協力体制など、円滑な事業執行のための環境が整えられると見込まれること。
地元の機運		○	受益農家及び市町村から、負担を含めた事業同意が確実に得られると見込まれること。